

「継続企業の前提に関する事項」の注記について

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けられた方々には心よりお見舞い申し上げます。

当社は、2018年8月期において営業損失545百万円、経常損失589百万円及び親会社株主に帰属する当期純損失591百万円を計上した結果、純資産額は233百万円の債務超過となったことから、「継続企業の前提に関する事項」の注記が必要であると判断いたしました。

こうした状況を受けて、当社といたしましては、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、2019年6月28日付で事業再生ADR手続の利用申請を行い、事業再生計画案に対して事業再生ADR手続の対象債権者となるすべてのお取引金融機関からの同意を得て、2019年9月27日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。

当社は事業再生計画案に基づき、2019年12月2日付でお取引金融機関による債務の株式化4,160百万円、主要株主である日販グループホールディングス株式会社による第三者割当増資の引受500百万円により、資本増強を実施いたしました。

また、継続的に収益を計上するための施策として、顧客対応及び店舗オペレーションを見直すことによって売上高の増加及び店舗運営コストの削減を図るため、エリアマネージャー制度を導入してまいりました。一方で、事業構造改革（リストラクチャリング）の一環として、不採算店舗の閉店、アニメガ事業からの撤退、事業撤退に伴う在庫処分、本社ビル等の不動産の売却、希望退職制度の導入などを急ピッチで進めてまいりました。

上記取り組みの結果、2020年8月期において営業利益414百万円、経常利益358百万円、親会社株主に帰属する当期純利益288百万円を計上した結果、純資産額は732百万円の資産超過となりました。また、2021年8月期第1四半期におきましても、営業利益42百万円、経常利益45百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益57百万円を計上し、純資産額は790百万円の資産超過となり、当初計画を達成しております。

しかしながら、「継続企業の前提に関する事項」の注記につきましては、継続的・安定的な営業利益の計上が注記の記載解消の前提になるものと考えております。2020年8月期の業績においては、2019年8月期に評価減を行った在庫の売却による一時的な利益が含まれていることもあり、「継続企業の前提に関する事項」の注記を記載することといたしました。

また、2021年8月期第1四半期の業績においては、前述のとおりとなりましたが、約一年間をかけて行ってきたリストラクチャリング施策は、「希望退職制度」が終了した2020年11月末日をもっていったん終了したものの、リストラクチャリングに伴う影響が一部残っていることを踏まえ、監査法人とも協議した結果、「継続企業の前提に関する事項」の注記を引き続き記載することといたしました。

今後の見通しといたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により不透明な状況は続くものと思われませんが、2021年8月期第2四半期からは通常の事業活動を行っていく中で、2021年8月期第3四半期の業績を公表する予定の7月中旬には通期の見通しがおおむね判明するものと考えられ、第3四半期及び通期において相当額の営業利益、当期純利益の計上が見込まれる状況であれば、「継続企業の前提に関する事項」の注記の記載解消を検討してまいります。

株主の皆様には多大なるご心配をおかけしておりますが、末長いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年1月13日

株式会社文教堂グループホールディングス